

滋賀県

災害医療本部

アクションカード

平成27年4月



# 目 次

1	災害医療本部立ち上げ(スイッチオン)
1-1	初動体制の確立
1-1-1	災害医療本部長
1-1-1休日	災害医療本部長
1-1-2	災害医療本部課長
1-1-2休日	災害医療本部課長
1-1-3	人員確保担当者
1-1-4	活動場所確保担当者
1-1-5	通信手段確保担当者
1-1-6	資器材確保担当者
1-1-7	医療整備担当者
1-1-7休日	医療整備担当者
1-2	災害医療本部立ち上げ
1-2-1	災害医療本部長
1-2-2	災害医療本部課長
1-2-3	一般情報班
1-2-4	医療情報班
1-2-5	情報記録班
1-2-6	医療情報入力班
1-2-7	医薬品調整班
1-2-8-1	災害医療コーディネーター本部立ち上げ
1-2-8-2	初動体制の確立、コーディネーター本部立ち上げの基本 立ち上げリーダー(統括DMAT)
1-2-8-2-1	ロジスティック係
1-2-8-2-2	クロノロ(継時的記録)係
1-2-8-2-3	情報収集係
1-2-8-2-4	医療コーディネーター本部運営
1-2-8-3-1	統括係
1-2-8-3-2	本部運営係
1-2-8-3-3	情報収集係
1-2-8-3-4	連絡係
1-2-8-3-5	本部クロノロ(継時的記録)係

- 1-3 医療救護体制の見直し(スイッチ切替え)
- 1-3-1 災害医療本部長
- 1-3-2 災害医療コーディネーター本部のスイッチ切替え
- 1-4 医療救護活動の維持
- 1-5 医療救護活動の終了

1

## 災害医療本部立ち上げ スイッチオン

健康医療福祉部長

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【災害対策本部および災害対策地方本部の設置基準】

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき
- (3) 気象業務法に基づく、暴風、大雨または洪水、その他の警報が発せられ、知事が必要と認めたとき
- (4) 大規模な地震、火事、爆発、水難事故等が発生し、知事が必要と認めたとき

### 【災害医療本部の設置基準】

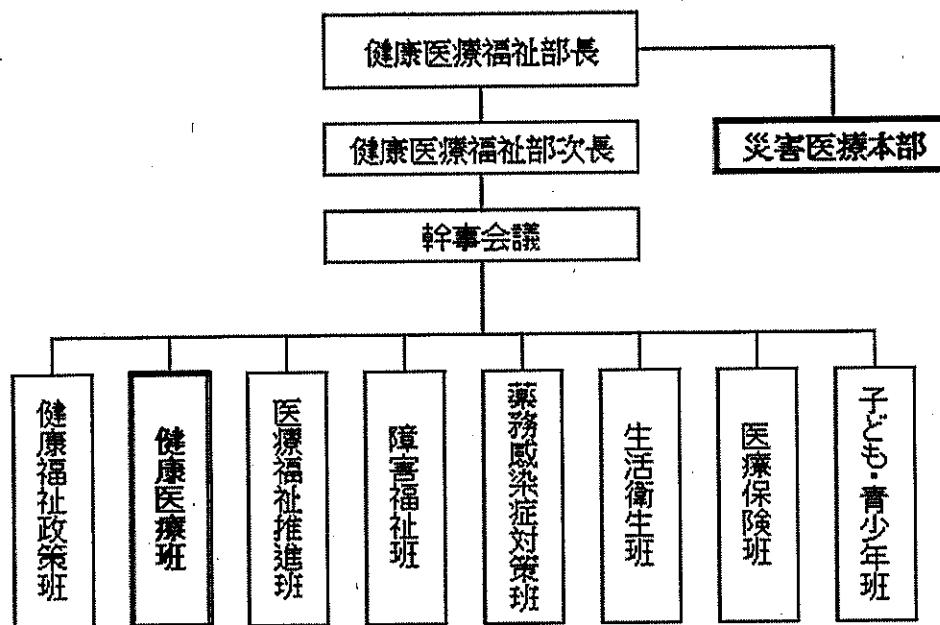
県内で大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部内に、健康医療福祉部長を本部長とする災害医療本部を設置する

### 【災害医療本部の設置場所および組織の構成】

県本部は、災害医療コーディネーター、県職員、DMAT隊員、医療関係団体会員で組織し、滋賀県庁危機管理センター(センターが完成するまでは、本館2階 県議会第三委員会室)に設置する

### 【休日夜間の対応】

本部長およびそれに代わる者がいない場合は、初めに登庁した者が本部長の代行をする



1-1

## 初動体制の確立

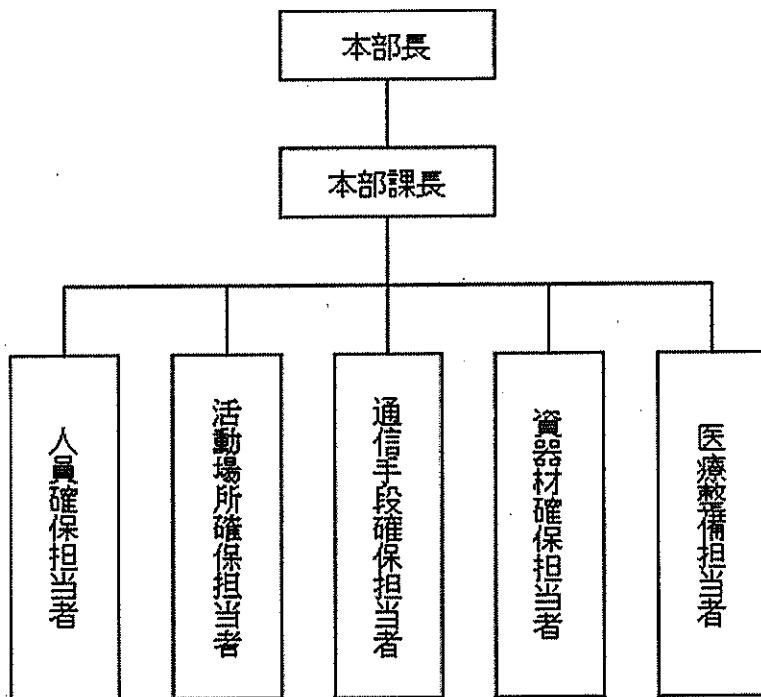
**健康医療福祉部長**

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【災害医療本部立ち上げ準備】

災害医療本部に必要な人員、活動場所、通信手段、資器材および必要な情報の確保を指示する

### 【初動体制組織図】



### 【アクションカードの交付と返却】

災害が発生した時間帯により、必要なアクションカード(初動)を交付し、災害医療本部立ち上げの準備をする

アクションカードは本部長が交付し、業務終了後は、本部課長に返却するものとする



1-1-1

## 災害医療本部長

### 健康医療福祉部長

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック 行 動 内 容

##### 【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

- 身の安全の確保
- 負傷者がいれば、手当を指示する

##### 【情報収集】 被害情報の収集

- 防災危機管理局、テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する
- 上記情報を取りまとめる

15分以内を目標

##### 【災害医療本部設置】

- 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部内に、健康医療福祉部長を本部長とする災害医療本部を設置を指示する
- 関係者に医療本部の設置を宣言する  
危機管理センターが竣工するまでは、県庁本館2階県議会第三委員会室に活動できる場所を確保する

##### 【災害医療本部会議】

- 部内部課長会議(第1回災害医療本部会議)の開催を指示する

##### 【人員等確保指示】

- 災害医療本部に必要な人員、活動場所、通信手段、資器材の確保を指示する
- 人員確保担当者等を任命し、該当するアクションカードを手渡す 初期用
- 医療整備担当に該当するアクションカードを手渡す

- この時点で、十分な人員がない場合は、人員確保後、それぞれの担当者を任命する
- 十分な人員がない場合は  
人員確保担当者  
通信手段確保担当者  
資器材確保担当者  
活動場所確保担当者  
の順に、それぞれの担当者を任命する
- また、複数の業務を一人で行う場合もある。

1-1-1休日

## 災害医療本部長

### 健康医療福祉部長

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック 行 動 内 容

##### 【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

- 身の安全の確保
- 負傷者がいれば、手当を指示する

##### 【情報収集】 被害情報の収集

- テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する

##### 【登庁準備】

- 使用できる通信手段により、県庁(防災危機管理局 無線統制室)と連絡を取る
- 災害医療本部が立ち上がる事象であれば、自主的に登庁する

##### 【登庁】

- 災害医療本部に登庁したことを伝える

60分以内を目標

##### 【災害医療本部設置】

- 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部内に、健康医療福祉部長を本部長とする災害医療本部の設置を指示する
- 関係者に医療本部の設置を宣言する  
危機管理センターが竣工するまでは、県庁本館2階県議会第三委員会室に活動できる場所を確保する

##### 【災害医療本部会議】

- 部内部課長会議(第1回災害医療本部会議)の開催を指示する

**【人員等確保指示】**

- 災害医療本部に必要な人員、活動場所、通信手段、資器材の確保を指示する
- 人員確保担当者等を任命する（該当するアクションカードおよび上記担当用のアクションカードを手渡す） 初期用
- 医療整備担当に該当するアクションカードを手渡す
- この時点で、十分な人員がいない場合は、人員確保後、それぞれの担当者を任命する
- 十分な人員がいない場合は  
人員確保担当者  
通信手段確保担当者  
資器材確保担当者  
活動場所確保担当者  
の順に、それぞれの担当者を任命する
- また、複数の業務を一人で行う場合もある。

1-1-2

## 災害医療本部課長

### 健康医療課長

健康医療課長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック

#### 行動 内 容

##### 【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

身の安全の確保

負傷者がいれば、手当を指示する

##### 【情報収集】 被害情報の収集

防災危機管理局、テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する

上記情報を取りまとめる

#### 10分以内を目標

##### 【状況報告および確認】

災害対策本部および災害対策地方本部の設置基準に該当するかの確認

#### 30分以内を目標

##### 【状況確認および業務割り振り】

人員・活動場所等の確保状況を本部長に報告する

活動が終了した初動体制のアクションカードを回収する

災害医療本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する



1-1-2休日

## 災害医療本部課長

### 健康医療課長

健康医療課長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック

#### 行動 内 容

##### 【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

- 身の安全の確保
- 負傷者がいれば、手当を指示する

##### 【情報収集】 被害情報の収集

- テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する

##### 【登庁準備】

- 使用できる通信手段により、県庁(防災危機管理局 無線統制室)と連絡を取る
- 災害医療地方本部が立ち上がる事象であれば、自主的に登庁する

##### 【登庁】

- 災害医療地方本部に登庁したことを伝える

#### 60分以内を目標

##### 【状況報告および確認】

- 災害対策本部および災害対策地方本部の設置基準に該当するかの確認

#### 90分以内を目標

##### 【状況確認および業務割り振り】

- 人員・活動場所等の確保状況を本部長に報告する
- 災害医療本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する



1-1-3

初動

## 人員確保担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【人員確保】

- できるだけ多くの人員を集める(10人以上)
- 集めた人員に本部長からアクションカードをもらうよう指示する
  - 活動場所確保担当者(2~3人)
  - 通信手段確保担当者(2~3人)
  - 資器材確保担当者(5~6人)

#### 【報告】

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する
- アクションカードを本部課長(健康医療課長)に返却する



1-1-4

初動

## 活動場所確保担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目	チェック	行 動 内 容
----	------	---------

### 【活動場所の確認】

- 災害医療本部を設置するための場所を確保する
- 危機管理センターが竣工するまでは、県庁本館2階県議会第三委員会室に設置する
- 第三委員会室のカギは、議会事務局に取りに行く
- 部屋に入り、必要な資器材が設置できるよう散乱しているものを除去する

### 【報告】

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する
- アクションカードを本部課長(健康医療課長)に返却する



1-1-5

初動

## 通信手段確保担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック

行 動 内 容

### 【使用できる通信手段の確認】

- 固定電話、インターネット回線、FAX、携帯電話の利用の有無を確認する

### 【衛星電話の設置】

- 県庁本館2階県議会第三委員会室に衛星電話を設置する
  - (アンテナは、窓の外に設置のこと)
- 利用できる電話等の番号を大きく示すこと

### 【報告】

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する
- アクションカードを本部課長(健康医療課長)に返却する



1-1-6

初動

## 資器材確保担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【活動場所の確認、資器材の搬入】

- 災害医療本部(県庁本館2階県議会第三委員会室)に搬入する

- ホワイトボード、マーカー
- 地図
- テレビ
- 無線機
- ラジオ
- パソコン
- プリンター
- プロジェクター
- スクリーン
- 延長コード
- 懐中電灯
- 養生テープ
- 等

#### 【報告】

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する
- アクションカードを本部課長(健康医療課長)に返却する



1-1-7

初動

## 医療整備担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

【使用できる通信手段の確認】

- 固定電話、インターネット回線、FAX、携帯電話の利用の有無を確認する

【待機要請、登庁要請】

- 使用できる通信手段により、各DMAT指定病院にDMATの待機要請を行う
- 災害医療コーディネーターおよびDMATの登庁を要請する  
徒歩圏内の
  - 大津赤十字病院
  - 大津市民病院
  - 滋賀医科大学附属病院
  - 県医師会
  - 医薬品確保のため薬剤師会

【モード切替え】

- インターネットが利用できる場合は、EMISを災害モードに切り替える
- メーリングリストにより各病院にEMIS入力の要請を行う

【地方との連絡】

- 各健康福祉事務所(保健所)に災害医療本部を設置したことと連絡し、県災害対策地方本部内に県災害医療地方本部の設置を確認する

【報告】

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する
- アクションカードを本部課長(健康医療課長)に返却する

【経過記録】



これまでの経過をホワイトボードに時系列で記載する  
いつ、だれから(連絡先)、だれに、どうした、記録者

1-1-7休日

初動

## 医療整備担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック	行 動 内 容
---------	---------

<b>【災害発生】</b>	<p>災害の覚知(体感、緊急地震速報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 身の安全の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 負傷者がいれば、手当を指示する</p>
<b>【情報収集】</b>	<p>被害情報の収集</p> <p><input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する</p>

**【使用できる通信手段の確認】**

- 固定電話、インターネット回線、FAX、携帯電話の利用の有無を確認する
- 使用できる通信手段により、県庁(防災危機管理局 無線統制室077-528-3436)と連絡を取る

**【待機要請、登庁要請】**

- 使用できる通信手段により、各DMAT指定病院にDMATの待機要請を行う
- 災害医療コーディネーターおよびDMATの登庁を要請する  
徒歩圏内の
  - 大津赤十字病院
  - 大津市民病院
  - 滋賀医科大学附属病院
  - 県医師会
  - 医薬品確保のため薬剤師会

**【モード切替え】**

- インターネットが利用できる場合は、EMISを災害モードに切り替える
- メーリングリストにより各病院にEMIS入力の要請を行う

**【登庁準備】**

- 被災状況を確認しながら、登庁する

**【登庁】**

- 災害対策医療本部に登庁したことを伝える

**【地方との連絡】**

- 各健康福祉事務所(保健所)に災害医療本部を設置したことと連絡し、県災害対策地方本部内に県災害医療地方本部の設置を確認する

**【報告】**

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する
- アクションカードを本部課長(健康医療課長)に返却する

**【経過記録】**

- これまでの経過をホワイトボードに時系列で記載する  
いつ、だれから(連絡先)、だれに、どうした、記録者

1-2

## 災害医療本部立ち上げ

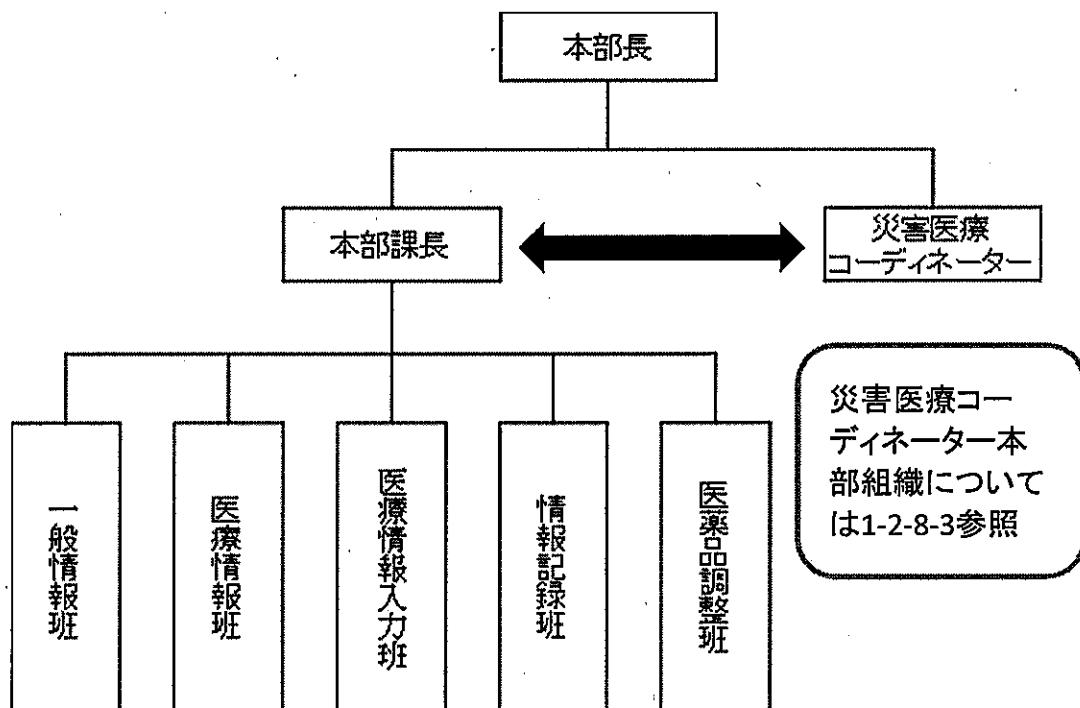
**健康医療福祉部長**

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【災害医療本部の業務】

- ①県災害対策本部および地方本部との連絡調整
- ②医療機関、医療関係団体等との医療救護活動に関する連絡調整
- ③災害対策本部を通じた消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整
- ④県外の行政機関、医療機関との医療救護にかかる応援、支援に関する調整
- ⑤医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する調整
- ⑥傷病者の搬送先、搬送手段およびルートの確保に関する調整
- ⑦航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置運営に関する調整

### 【災害医療本部組織図】



【アクションカードの交付】

災害が発生した時間帯により、必要なアクションカード(班)を交付し、災害医療本部立ち上げる

1-2-1

## 災害医療本部長

### 健康医療福祉部長

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック

#### 行動 内 容

30分以内を目標

【状況確認および業務割り振り】

- 本部課長等から人員確保等の状況を確認し、業務を割り振る(該当するアクションカードを手渡す) 班用
- 一般情報班**  
被災地域の道路状況等医療以外の情報収集および災害対策本部を通じた消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡
- 医療情報班**  
各病院の被災状況の確認、応援・受援の必要性の確認等の医療ニーズの把握
- 医療情報入力班**  
医療機関の被災状況の医療情報入力班  
(EMIS入力確認、代行入力)(医療整備担当)
- 情報記録班**  
入手した情報をホワイトボード等に記録する
- 医薬品調整班**  
医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する(薬務感染症対策課員)
- 災害医療本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する

【災害医療本部会議】

- 第1回災害医療本部会議を開催する
  - 部内の被害状況把握
  - 役割分担の確認と情報収集・対応指示
  - 2時間以内の第2回本部会議の招集決定(県職員以外を含む)

**【災害医療コーディネーター登庁】**

- 随時、災害医療コーディネーター、本部課長と協議し、災害対策本部に状況報告する
- 災害医療コーディネーターに災害医療コーディネーター本部に関するアクションカードを手渡す
- カウンターパートに連絡
- 災害医療コーディネーターとともにDMAT隊員が災害医療本部に登庁した場合、各班の業務をDMAT隊員に交代させるものとする
- DMAT調整本部を併せて設置する
- 資器材、レイアウトの変更も可能
- 災害医療本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する

2時間以内を目標

**【災害医療本部会議】**

- 第2回災害医療本部会議を開催する
  - 保健所等地方機関、付属機関の被災状況の確認
  - 保健所等、市町からの応援依頼の内容の精査
  - 厚生労働省、近隣府県への応援依頼

1-2-2

## 災害医療本部課長

### 健康医療課長

健康医療課長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック

#### 行動 内 容

##### 3時間以内を目標

##### 【協議および報告】

- 災害医療コーディネーターと協議し、必要に応じ、災害対策本部を通じ消防、警察、自衛隊等関係機関に判断内容を連絡

##### 6時間以内を目標

##### 【状況確認および人員確保】

- 最新情報を入手する
- 災害医療本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する

##### 12時間以内を目標

##### 【状況確認および人員確保】

- 最新情報を入手する
- 災害医療本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する
- 交代要員を確保する



1-2-3

班

## 一般情報班

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【情報収集】

- 使用できる通信手段により、被災地域の下記の情報を収集する
  - 道路状況
  - 通信手段の確保状況
  - 電気、水道等のライフラインの状況
  - その他

#### 【患者等搬送ルートの確認】

- 被災地域から、診療可能な病院への患者等の搬送ルートを確認する

#### 【地方本部の状況確認】

- 各地方本部の被災の状況および災害対応業務の実施の可否を確認する

#### 【消防等との情報共有】

- 災害対策本部を通じた消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整する

#### 【報告】

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する

**3時間以内を目標****【情報の更新】**

- 使用できる通信手段により、被災地域の下記の情報を収集する
- 道路状況
- 通信手段の確保状況
- 電気、水道等のライフラインの状況
- その他

**【地方本部の状況確認】**

- 各地方本部の災害対応業務を確認する

**【救護所・避難所の確認】**

- 各市町の救護所、避難所の設置状況を確認する

**【応援要請】**

- 移動手段がない場合は、バス協会やタクシー協会に要請する
- 陸路の被災が大きい場合は、船舶による湖上搬送も検討する

**6時間以内を目標****【情報更新】**

- 各種情報の更新

**【宿泊情報】**

- DMAT等の宿泊施設情報の入手および提供

**12時間以内を目標****【情報更新】**

- 各種情報の更新

1-2-4

班

## 医療情報班

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【情報収集】

- 使用できる通信手段により、被災地域の下記の情報を収集する
- 各病院の被災状況、応援・受援の必要性の確認等をする
- 医大、彦根、高島についてはSCU展開の可否も確認する

#### 【県外の医療情報】

- 県外の行政機関、医療機関、厚生労働省との医療救護にかかる応援、受援に関する情報収集

#### 【報告】

- 実施状況を本部課長(健康医療課長)に報告する

#### 3時間以内を目標

#### 【情報の更新】

- 各病院の被災状況、応援・受援の必要性の確認等をする

#### 【県外の医療情報】

- 県外DMATの受入情報を確認する(DMAT事務局)
- 救護班(日本赤十字、都道府県、JMAT、大学病院、国立病院機構等)の受入情報を確認する

#### 6時間以内を目標

#### 【情報の更新】

- 各病院の被災状況、応援・受援の必要性の確認等をする

#### 12時間以内を目標

#### 【情報の更新】

- 各病院の被災状況、応援・受援の必要性の確認等をする



1-2-5

班

## 情報記録班

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック

行 動 内 容

### 【情報記録】

- 医療情報班が収集した情報をホワイトボード、地図等に記録する
- 医療情報班から本部課長への報告を聞き、記録する
- その他の情報も同様に記録する



1-2-6

班

## 医療情報入力班

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック

行 動 内 容

**【情報入力】**

- ホワイトボード等の記録をもとにEMISの入力確認または  
代行入力を行う

**【情報の更新】**

- 被災病院のEMIS代行入力



1-2-7

班

## 医薬品調整班

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック

行 動 内 容

【調整】

- 医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する調整をする
- 別途定める「緊急用医薬品等供給マニュアル」に基づき調整する



1-2-8-1

# 災害医療コーディネーター 本部立ち上げ switch-on

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

フェーズ1～2のDMAT調整本部として機能させる

項目	チェック	行動内容
----	------	------

【設置基準】

- 災害医療本部の立ち上がりに準じた事態のもと、県担当者からの要請のもと立ち上げ
- 災害医療本部の立ち上がりに準じた事態のもと、県担当者からの要請がなくても準備は、始める
- 他府県に災害が発生し、滋賀県下のDMAT等の医療班の派遣が必要となった場合、立ち上げる

【コーディネーター本部要員】

- フェーズ1～2は、DMAT調整本部を兼務するため、大津地区のDMATを持つ病院から統括DMAT隊員を中心としたDMATチームにて設置する。詳細の担当割当ては別途で決められたものに準ずる。大津地区が被災した場合は、大津地区以外のDMATを持つ病院から統括DMAT隊員を中心としたDMATチームにて設置する。詳細の担当割当ては別途で決められたものに準ずる。
- フェーズ2を過ぎてからは、医師会のコーディネーターを中心にコーディネーター本部を運営する

【設置場所】

- 災害医療本部のアクションカードに記載されたところで行う



1-2-8-2

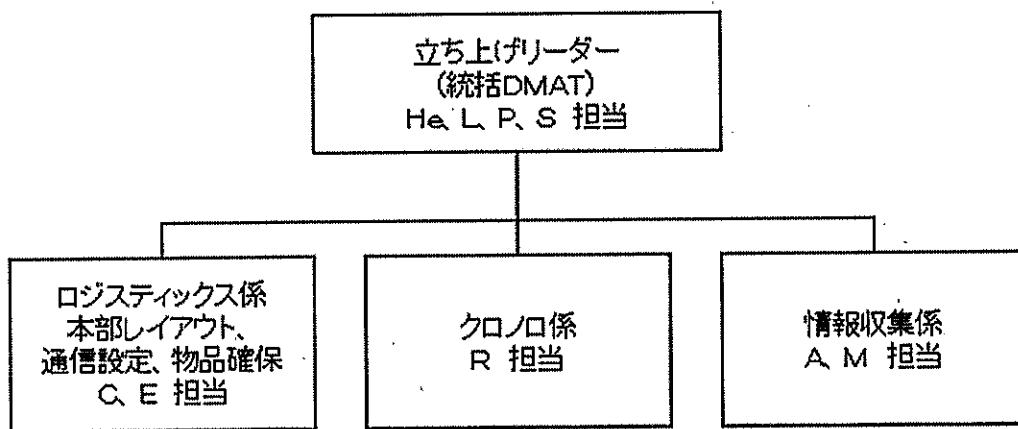
## 初動体制の確立、コーディネーター本部立ち上げの基本

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目	チェック	行動内容
----	------	------

**【活動】**

- 参集したDMATチームを中心に行う
- HeLP-SCREAM の理念で立ち上げる
  - He(hello) : 挨拶、交渉
  - L (location) : 本部の場所、DMAT待機場所、駐車場等
  - P (part) : 役割分担、組織図
  - S (safety) : 安全の確認、配慮
  - C (communication and cooperation) : 電話、衛星電話、インターネット、EMIS等
  - R (report) : 各内部外部の関連組織への報告
  - E (equipment) : 電源確保、通信確保、ホワイトボード、PC、プリンター等
  - A (assessment) : 広域搬送計画、域内搬送計画、ヘリコプター運航、DMAT参集状況等
  - M (methane) : methaneによる状況評価の繰り返し

**【立ち上げ組織図】****【アクションカードの交付と返却】**

災害が発生した時間帯により、必要なアクションカードを交付し、  
コーディネーター本部立ち上げの準備をする

アクションカードは立ち上げリーダーが交付し、業務終了後は、立ち  
上げリーダーに返却するものとする

1-2-8-2-1

## 立ち上げリーダー (統括DMAT)

本部長からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目	チェック	行動内容
----	------	------

**【登庁】**

- 災害医療本部長、その他関連部署担当者、関連機関担当者と挨拶
- リーダー宣言

**【立ち上げ準備】**

- 本部設営の場所確認
- 駐車場、その他使える場所の確認
- 立ち上げの組織図に則って本部メンバーに役割をふり、該当するアクションカードを手渡す
- 人員が足らない場合は、確保へ
- 活動エリアの安全の判断
- 活動が終了した立ち上げ班のアクションカードを回収する



1-2-8-2-2

## ロジスティック係

立ち上げリーダーからこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック	行 動 内 容
---------	---------

【コーディネーター本部設営】

- 本部設営のレイアウト
- 資機材の調達、搬入
- 電源確保
- 衛星電話の設営
- インターネット環境設定
- PC、プリンター等の作業場の設営
- 組織図、担当者の連絡先の一覧表を作る
- 外部の組織を含めたDMAT関連の指揮、命令体制(例・図1)のものを構築する

【報告】

- 実施状況を立ち上げリーダー(統括DMAT)に報告する
- アクションカードを立ち上げリーダー(統括DMAT)に返却する



1-2-8-2-3

## クロノロ係

(継時的記録係)

立ち上げリーダーからこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【記録の開始】

- 設営開始と同時に、クロノロの記録開始
- まずは、PC、メモだけでもいいからクロノロの記録を始める
- ホワイトボード、ライティングシートの準備ができ次第、クロノロの記録を記載し、情報共有体制をとる

#### 【報告】

- 実施状況を立ち上げリーダー(統括DMAT)に報告する
- アクションカードを立ち上げリーダー(統括DMAT)に返却する



1-2-8-2-4

## 情報収集係

立ち上げリーダーからこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

### 【情報収集】

- 地域の被災状況の情報先確認、確保へ
- 消防の窓口、担当者確認
- 警察の窓口、担当者確認
- 道路情報の窓口、担当者確認
- その他情報収集の窓口、担当者の確認
- 本部設営が終わったら、EMISに本部登録をする

### 【報告】

- 實施状況を立ち上げリーダー(統括DMAT)に報告する
- アクションカードを立ち上げリーダー(統括DMAT)に返却する



1-2-8-3

## 災害医療コーディネーター 本部運営

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

## 項目 チェック

## 行 動 内 容

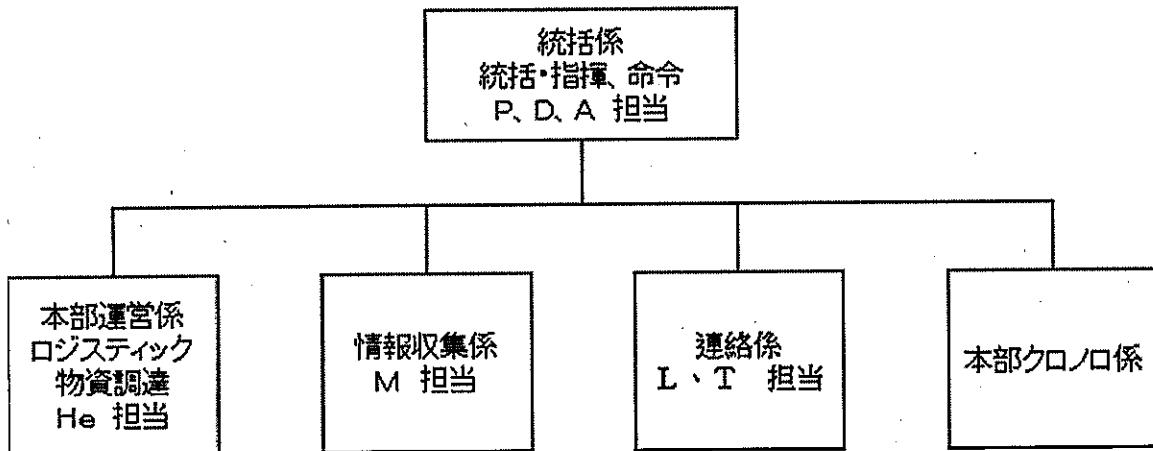
## 【設置基準】

- フェーズ1～2は、滋賀県の災害医療コーディネーター本部と、滋賀県のDMAT調整本部を兼務する

## 【活動理念】

- HeLP-DMAT の理念で活動する
- H (hello) : 参集DMATの登録
- L (liaison) : 他機関現地本部との連携
- P (plan) : 作戦の立案と共有
- D (direction) : DMATへの指示、役割付与
- M (methane) : methaneの理念で被災情報の収集とその共有
- A (allocation and another team) : 医療の需要、他医療機関の状況に応じた配分
- T (transceiver and transport) : 各部署との連絡体制、搬送体制の確立

## 【運営組織図】



1-2-8-3-1

## 統括係

本部長からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

【組織体制】

- コーディネーター本部全体のリーダー
- 複数の相談できるサブリーダーを指名してもよい

【活動】

- 運営組織図に則ってメンバーに役割をふり、該当するアクションカードを手渡す
- 各医療機関の情報に合わせた作戦を立てる
- DMATチームに活動を指示する
- 状況によって作戦を変更する
- 地域搬送、広域搬送の計画を必要な場合に立案する
- 状況に応じて、連絡係りを通じ、他機関や他部門に適時、報告、連絡、相談する
- 情報係からの情報を定期的に整理して、漏れのないことを確かめる
- 定期的に、統括係だけの会議や、全体会議を開き、再評価を繰り返す
- DMATの活動の撤収時期を絶えず考えながら活動する



1-2-8-3-2

## 本部運営係

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

【活動】

- 本部が滞りなく運営できるように万事に対応する
- 事務物品等の不足が起きないように配慮する
- 参集してくるDMATチームの受け入れ把握、EMIS登録
- 医療チーム全体の活動において、資器材の不足がないか絶えずチェックする



1-2-8-3-3

## 情報収集係

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【活動】

- 地域の道路情報を把握する
- 地域の被災状況を把握する
- 地域の医療機関の被災状況を把握する
- 地域の医療機関の被災状況を代行入力する
- 域内搬送、広域搬送の情報収集
- 警察からの定期的な情報収集
- 消防からの定期的な情報収集
- 行政からの情報収集



1-2-8-3-4

## 連絡係

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック

行 動 内 容

【活動】

- 統括係からの依頼を受け、各関係機関と連絡を取る
- 各DMATチームに、統括係からの支持を伝える
- 他機関への情報発信は、連絡係を通じて行う
- 情報収集係と連携をとって、必要な情報は伝える



1-2-8-3-5

## 本部クロノロ係 (継時的記録係)

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

【活動】

- ホワイトボードもしくはライティングシートに、時系列に書き続ける
- PCに内容を移し込み、適時、保存とDMAT本部にアップする



1-3

## 医療救護体制の見直し スイッチ切替え

**健康医療福祉部長**

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【DMATから医療救護班へ】

発災から72時間を目途に、DMATから医療救護班にシフトしていくものとする

### 【医療救護班の業務】

- ①医療救護所および避難所への巡回診療
- ②傷病者に対する応急処置(歯科医療を含む。)
- ③後方医療施設への転送の要否、および転送順位の決定
- ④死亡確認と、それに応じた遺体の検案の協力
- ⑤救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ⑥救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

以上のほか、状況に応じて助産や公衆衛生活動等、必要とされる医療救護活動に協力する

### 【医療救護班の組織例】

日本赤十字社救護班

日本医師会医療チーム(JMAT:Japan Medical Association Team)

県外から派遣される医療チーム



1-3-1

## 災害医療本部長

### 健康医療福祉部長

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック

#### 行動 内 容

4日～2週間

【状況確認および人員確保】

- 最新情報を入手する
- 災害医療本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する
- 交代要員を確保する
- DMATから医療救護班へのシフトしていく



1-3-2

## 災害医療コーディネーター 本部のスイッチ切替え

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【活動】

- フェーズ1～2の医療ニーズがなくなり、DMATが撤収し始めたならDMAT調整本部の機能を終了する
- フェーズ3以降の、地域の復旧、復興に向けての医療ニーズに合わせて、スイッチの切替えをする
- リーダーは医師会関係者もしくは地域医療の関係者が望ましい
- 新たな組織図のもと、組織を、改編する



1-4

## 医療救護活動の維持 スイッチ切替え

### 健康医療福祉部長

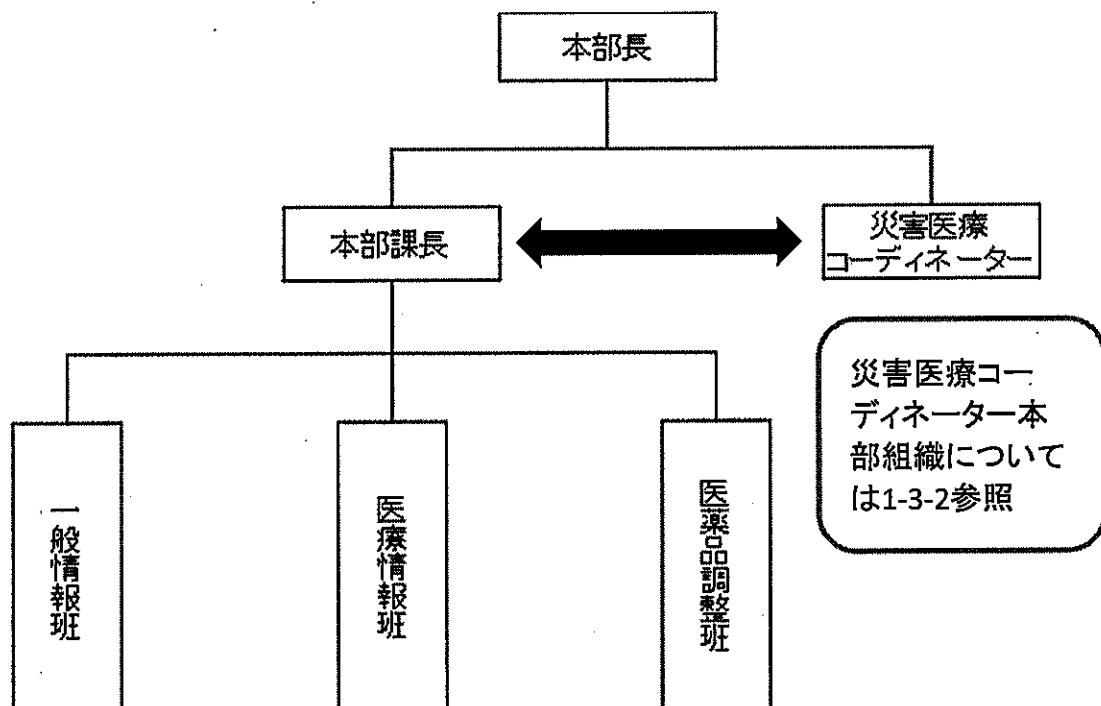
健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 【巡回診療の維持】

発災から2週間を目途に、診療所医師による診療所、避難所での医療救護活動にシフトしていくものとする

#### 【救護班】

- 県内外の医療救護班等の派遣調整
- こころのケアチーム等の派遣調整





1-5

## 医療救護活動の終了

**健康医療福祉部長**

健康医療福祉部長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【診療所の活用】

避難所での医療ニーズの減少により医療救護活動を終了する

### 参考情報

避難所数・避難者数

ライフラインの復旧状況

診療できる診療所数

市町の要請



**滋賀県**

**災害医療地方本部**

**アクションカード**

**平成27年4月**



# 目 次

2	災害医療地方本部立ち上げ(スイッチオン)
2-1	初動体制の確立
2-1-1	災害医療地方本部長
2-1-1休日	災害医療地方本部長
2-1-2	災害医療地方副本部長
2-1-2休日	災害医療地方副本部長
2-1-3	調整担当者
2-1-4	医療対策担当者
2-2	災害医療地方本部立ち上げ
2-2-1	災害医療地方本部長
2-2-2	災害医療地方副本部長
2-2-3	調整班
2-2-4	医療対策班
2-2-5-1	災害医療コーディネーター地方本部立ち上げ
2-2-5-2	初動体制の確立、コーディネーター地方本部立ち上げの基本 立ち上げリーダー(統括DMAT)
2-2-5-2-1	ロジスティック係
2-2-5-2-2	クロノロ(継時的記録)係
2-2-5-2-3	情報収集係
2-2-5-2-4	医療コーディネーター地方本部運営
2-2-5-3	統括係
2-2-5-3-1	地方本部運営係
2-2-5-3-2	情報収集係
2-2-5-3-3	連絡係
2-2-5-3-4	地方本部クロノロ(継時的記録)係
2-3	医療救護体制の見直し(スイッチ切替え)
2-3-1	災害医療地方本部長
2-3-2	災害医療コーディネーター地方本部のスイッチ切替え
2-4	医療救護活動の維持
2-5	医療救護活動の終了



2

## 災害医療地方本部立ち上げ スイッチオン

健康福祉事務所長(保健所長)  
健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【災害対策本部および災害対策地方本部の設置基準】

- (1)災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- (2)震度6弱以上の地震が発生したとき
- (3)気象業務法に基づく、暴風、大雨または洪水、その他の警報が発せられ、知事が必要と認めたとき
- (4)大規模な地震、火事、爆発、水難事故等が発生し、知事が必要と認めたとき

### 【災害医療本部の設置基準】

県内で大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部内に、健康医療福祉部長を本部長とする災害医療本部を設置する

### 【災害医療地方本部の設置基準】

災害対策地方本部が設置された場合、災害対策地方本部内に、健康福祉事務所長を本部長とする災害医療地方本部を設置する

### 【災害医療地方本部の設置場所および組織の構成】

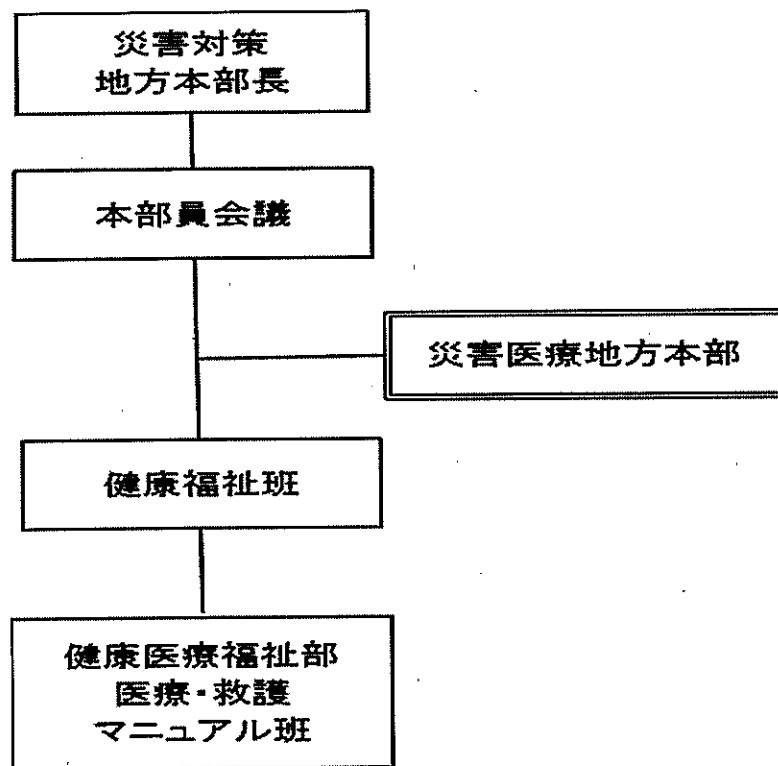
地方本部は、健康福祉事務所長を本部長として、災害医療コーディネーター、健康福祉事務所(保健所)等の県職員、DMAT隊員、医療関係団体会員で組織し、各県土木事務所管内の単位で設置される県災害対策地方本部内に設置する

### 【休日夜間の対応】

本部長およびそれに代わる者がいない場合は、初めに登庁した者が本部長の代行をする

**【局地災害の対応】**

土砂災害、列車事故等限定された地域での災害で、災害対策本部の設置が必要な場合は、地域防災監に県災害対策本部および災害対策地方本部の設置を要請する



2-1

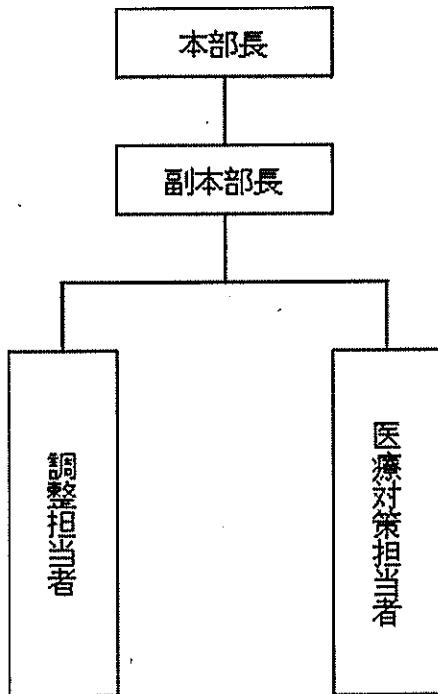
## 初動体制の確立

**健康福祉事務所長(保健所長)**  
健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【災害医療地方本部立ち上げ準備】

災害医療本部に必要な人員、活動場所、通信手段、資器材および必要な情報の確保を指示する

### 【初動体制組織図】



### 【アクションカードの交付と返却】

災害が発生した時間帯により、必要なアクションカード(初動)を交付し、災害医療本部立ち上げの準備をする

人員が不足する場合は、一人で複数のアクションカードの交付を受け対応すること。

アクションカードは本部長が交付し、業務終了後は、本部長に返却するものとする



2-1-1

## 災害医療地方本部長

### 健康福祉事務所長(保健所長)

健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック 行 動 内 容

##### 【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

- 身の安全の確保
- 負傷者がいれば、手当を指示する

##### 【情報収集】 被害情報の収集

- 防災危機管理局、テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する
- 事務所の被災状況を確認する
- 上記情報を取りまとめる

15分以内を目標

##### 【災害医療地方本部設置】

- 災害対策地方本部が設置された場合、災害対策地方本部内に、健康福祉事務所長を本部長とする災害医療地方本部の設置を指示する
- 関係者に医療地方本部の設置を宣言する

##### 【災害医療地方本部会議】

- 所内会議(第1回災害医療地方本部会議)の開催を指示する

##### 【人員確保等指示】

- 災害医療地方本部に必要な人員、活動場所、通信手段、資器材の確保および情報収集を指示する
- 調整担当者、医療対策担当者を任命し、該当するアクションカードを手渡す 初動用

□ 十分な人員がいない場合は、一人で行う場合もある

2-1-1休日

## 災害医療地方本部長

### 健康福祉事務所長(保健所長)

健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック

#### 行動 内 容

##### 【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

- 身の安全の確保
- 負傷者がいれば、手当を指示する

##### 【情報収集】

- 被害情報の収集  
テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する

##### 【登庁準備】

- 使用できる通信手段により、県庁または健康福祉事務所と連絡を取る
- 災害医療地方本部が立ち上がる事象であれば、自主的に登庁する

##### 【登庁】

- 災害医療地方本部に登庁したことを伝える

##### 【被災状況確認】

- 事務所の被災状況を確認する
- 上記情報を取りまとめる

60分以内を目標

##### 【災害医療地方本部設置】

- 災害対策地方本部が設置された場合、災害対策地方本部内に、健康福祉事務所長を本部長とする災害医療地方本部の設置を指示する
- 関係者に医療地方本部の設置を宣言する

【災害医療地方本部会議】

- 所内会議(第1回災害医療地方本部会議)の開催を指示する

【人員確保等指示】

- 災害医療地方本部に必要な人員、活動場所、通信手段、資器材の確保および情報収集を指示する
- 調整担当者、医療対策担当者を任命し、該当するアクションカードを手渡す 初動用
- 十分な人員がいない場合は、一人で行う場合もある

2-1-2

## 災害医療地方副本部長

健康副事務所次長または総務担当GL  
不在の場合、直近上位の者が代行する

項目 チェック	行 動 内 容
---------	---------

【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

- 身の安全の確保
- 負傷者がいれば、手当を指示する

【情報収集】 被害情報の収集

- 防災危機管理局、テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する
- 事務所の被災状況を確認する

【報告】

- 本部長に報告された内容を取りまとめ、県本部に報告する



2-1-2休日

## 災害医療地方副本部長

健康副事務所次長または総務担当GL  
不在の場合、直近上位の者が代行する

### 項目 チェック 行 動 内 容

#### 【災害発生】 災害の覚知(体感、緊急地震速報等)

- 身の安全の確保
- 負傷者がいれば、手当を指示する

#### 【情報収集】 被害情報の収集

- テレビ、ラジオ、インターネット、EMIS等で何が起こったかを確認する

#### 【登庁準備】

- 使用できる通信手段により、県庁または健康福祉事務所と連絡を取る
- 災害医療地方本部が立ち上がる事象であれば、自主的に登庁する

#### 【登庁】

- 災害医療地方本部に登庁したことを伝える

#### 【被災状況確認】

- 事務所の被災状況を確認する
- 上記情報を取りまとめる

60分以内を目標

#### 【報告】

- 本部長に報告された内容を取りまとめ、県本部に報告する



2-1-3

初動

## 調整担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

【人員確保】

- できるだけ多くの人員を集める

【使用できる通信手段の確認】

- 固定電話、インターネット回線、FAX、携帯電話の利用の有無を確認する

【衛星電話の設置】

- 衛星電話を設置する  
 (アンテナは、窓の外に設置のこと)  
 利用できる電話等の番号を大きく示すこと

【活動場所の確認】

- 災害医療地方本部を設置するための場所を確保する  
 各健康福祉事務所で決められた地方本部設置場所に活動できる場所を確保する  
 部屋に入り、必要な資器材が設置できるよう散乱しているものを除去する

【活動場所の確認、資器材の搬入】

- 災害医療地方本部に搬入する
- ホワイトボード、マーカー  
 地図  
 テレビ  
 無線機  
 ラジオ  
 パソコン  
 プリンター

- プロジェクター
- スクリーン
- 延長コード
- 懐中電灯
- 養生テープ
- 等

- 人員が不足している場合、複数の業務を一人で行う場合もある

**【報告】**

- 実施状況を副本部長(次長、総務GL)に報告する
- アクションカードを本部長に返却する

2-1-4

初動

## 医療対策担当者

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

【経過記録】

- これまでの経過をホワイトボードに時系列で記載する  
いつ、だれから(連絡先)、だれに、どうした、記録者

【報告】

- 経過記録を本部長および副本部長(次長、総務GL)に報告する
- アクションカードを本部長に返却する



2-2

## 災害医療地方本部立ち上げ

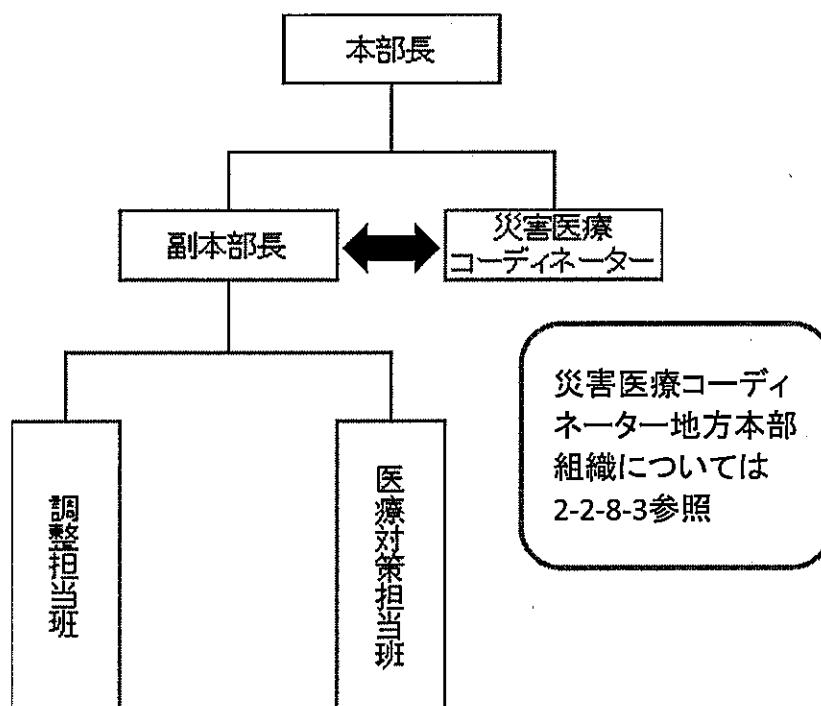
健康福祉事務所長(保健所長)

健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【災害医療地方本部の業務】

- ①災害対策地方本部および県本部との連絡調整
- ②管内医療機関、医療関係団体等との医療救護活動に関する連絡調整
- ③管内消防本部、警察署等関係機関との連絡調整
- ④医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する調整
- ⑤傷病者の搬送先、搬送手段およびルートの確保に関する調整
- ⑥医療救護班の派遣、受入れ調整等、管内での医療救護活動の支援、連携

### 【災害医療地方本部組織図】



【アクションカードの交付】

災害が発生した時間帯により、必要なアクションカード(班)を交付し、災害医療地方本部立ち上げる

2-2-1

## 災害医療地方本部長

### 健康福祉事務所長(保健所長)

健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

#### 項目 チェック

#### 行動 内 容

##### 【状況確認および業務割り振り】

- 副本部長等から人員確保等の状況を確認し、業務を割り振る(該当するアクションカードを手渡す) 班用
- 調整班  
被災地域の道路状況等医療以外の情報収集および災害対策本部を通じた消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整
- 医療対策班  
管内医療機関、医療関係団体等との医療救護活動に関する連絡調整および医療救護班の派遣、受入れ調整等医療救護活動の支援、連携ならびに管内消防本部、警察署等関係機関との連絡調整  
医療機関の被災状況の医療情報入力班  
(EMIS入力確認、代行入力)  
入手した情報をホワイトボード等に記録する  
医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する(薬務感染症対策課員)
- 災害医療地方本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する

##### 【災害医療地方本部会議】

- 第1回災害医療地方本部会議を開催する
- 所内の被害状況把握
- 役割分担の確認と情報収集・対応指示
- 2時間以内の第2回本部会議の招集決定(県職員以外を含む)

**【災害医療コーディネーター登庁】**

- 随時、災害医療コーディネーター、副本部長と協議し、災害対策地方本部に状況報告する
- 災害医療コーディネーターに災害医療コーディネーター地方本部に関するアクションカードを手渡す
- 災害医療コーディネーターとともにDMAT隊員が災害医療地方本部に登庁した場合、各班の業務をDMAT隊員に交代させるものとする
- DMAT調整地方本部を併せて設置する
- 資器材、レイアウトの変更も可能
- 災害医療地方本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する

**2時間以内を目標****【災害医療地方本部会議】**

- 第2回災害医療地方本部会議を開催する
  - 付属機関の被災状況の確認
  - 市町からの応援依頼の内容の精査
  - 厚生労働省、近隣府県への応援依頼

**3時間以内を目標****【協議および報告】**

- 災害医療コーディネーターと協議し、必要に応じ、災害対策地方本部や災害医療本部を通じ消防、警察、自衛隊等関係機関に判断内容を連絡する

**6時間以内を目標****【状況確認および人員確保】**

- 最新情報を入手する
- 災害医療地方本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する

**12時間以内を目標****【状況確認および人員確保】**

- 最新情報を入手する
- 災害医療地方本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する
- 交代要員を確保する



2-2-2

## 災害医療地方副本部長

健康副事務所次長または総務担当GL  
不在の場合、直近上位の者が代行する

### 項目 チェック

### 行動 内容

#### 【待機要請、登庁要請】

- 使用できる通信手段により、各DMAT指定病院にDMATの待機要請を行う
- 災害医療コーディネーターおよびDMATの登庁を要請する  
徒歩圏内のコーディネーター、DMATを優先する

#### 【モード切替え】

- インターネットが利用できる場合は、EMISを災害モードに切り替える(県庁や他の健康福祉事務所が行っていない)
- メーリングリストにより各病院にEMIS入力の要請を行う

#### 【報告】

- 上記情報を取りまとめ、本部長および県本部に報告する



2-2-3

班

## 調整班

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【情報収集】

- 使用できる通信手段により、および災害対策地方本部から管内の下記の情報を収集する
  - 道路状況
  - 通信手段の確保状況
  - 電気、水道等のライフラインの状況
  - その他

#### 【患者等搬送ルートの確認】

- 被災地域から、診療可能な病院への患者等の搬送ルートを確認する
- 応援可能施設から受援施設への移動手段の確認をする

#### 【消防等との情報共有】

- 災害対策地方本部および災害医療本部を通じた消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整する

#### 【報告】

- 上記情報を取りまとめ、副本部長および県本部に報告する

3時間以内を目標

#### 【情報の更新】

- 使用できる通信手段により、および災害対策地方本部から管内の下記の情報を収集する
  - 道路状況
  - 通信手段の確保状況
  - 電気、水道等のライフラインの状況
  - その他

**【救護所・避難所の確認】**

- 管内各市町の救護所、避難所の設置状況を確認する

**【応援要請】**

- 移動手段がない場合は、バス協会やタクシー協会に要請する
- 陸路の被災が大きい場合は、船舶による湖上搬送も検討する

6時間以内を目標

**【情報更新】**

- 各種情報の更新

12時間以内を目標

**【情報更新】**

- 各種情報の更新

2-2-4

班

## 医療対策班

本部長から、このアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック	行 動 内 容
---------	---------

**【情報収集】**

- 使用できる通信手段により、被災地域の下記の情報を収集する
- 必要に応じて、徒歩による調査も行う
- 各病院の被災状況、応援・受援の必要性の確認等をする
- 県本部への医療救護にかかる受援に関する報告
- 管内各市町の医療ニーズの把握

**【情報記録】**

- 収集した情報をホワイトボード、地図等に記録する
- 班員から副本部長への報告を聞き、記録する
- その他の情報も同様に記録する

**【情報入力】**

- ホワイトボード等の記録をもとにEMISの入力確認または代行入力を行う

**【医薬品調整】**

- 医薬品、医療用ガス等の調達、搬送に関する調整をする
- 別途定める「緊急用医薬品等供給マニュアル」に基づき調整する

**【報告】**

- 上記情報を取りまとめ、副本部長および県本部に報告する

**3時間以内を目標****【要請と受入】**

- 病院の被災状況の確認、支援の必要性の確認、EMIS入力の要請等
- DMATの受入情報確認
- 救護班(日本赤十字、都道府県、JMAT、大学病院、国立病院機構等)の受入情報確認

**6時間以内を目標****【情報の更新】**

- 各病院の被災状況、応援・支援の必要性の確認等をする

**【県外の医療情報】**

- 県外DMATの受入情報を確認する(DMAT事務局)
- 救護班(日本赤十字、都道府県、JMAT、大学病院、国立病院機構等)の受入情報を確認する

**12時間以内を目標****【情報の更新】**

- 各病院の被災状況、応援・支援の必要性の確認等をする

2-2-5-1

# 災害医療コーディネーター 地方本部立ち上げ switch-on

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

フェーズ1～2のDMAT調整本部として機能させる

項目 チェック	行 動 内 容
---------	---------

## 【設置基準】

- 災害医療地方本部の立ち上がりに準じた事態のもと、県担当者からの要請のもと立ち上げ
- 災害医療地方本部の立ち上がりに準じた事態のもと、県担当者からの要請がなくても準備は、始める
- 他府県に災害が発生し、滋賀県下のDMAT等の医療班の派遣が必要となった場合、立ち上げる

## 【コーディネーター本部要員】

- フェーズ1～2は、DMAT活動拠点本部を兼務するため、当該地区のDMATを持つ病院から統括DMAT隊員を中心としたDMATチームにて設置する。詳細の担当割当ては別途で決められたものに準ずる。当該地区が被災した場合は、当該地区以外のDMATを持つ病院から統括DMAT隊員を中心としたDMATチームにて設置する。詳細の担当割当ては別途で決められたものに準ずる。
- フェーズ2を過ぎてからは、医師会のコーディネーターを中心にコーディネーター地方本部を運営する

## 【設置場所】

- 災害医療地方本部のアクションカードに記載されたところで行う



2-2-5-2

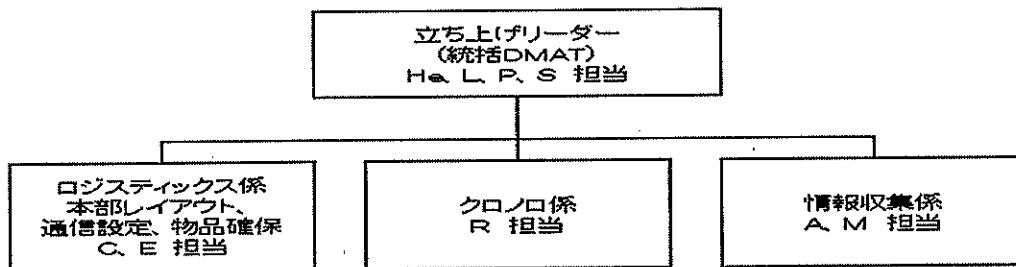
## 初動体制の確立、コーディネーター地方本部立ち上げの基本

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック	行 動 内 容
---------	---------

### 【活動】

- 参集したDMATチームを中心に行う
- HeLP-SCREAM の理念で立ち上げる
- He(hello) : 挨拶、交渉
- L (location) : 地方本部の場所、DMAT待機場所、駐車場
- P (part) : 役割分担、組織図
- S (safety) : 安全の確認、配慮
- C (communication and cooperation) : 電話、衛星電話、インターネット、EMIS等
- R (report) : 各内部外部の関連組織への報告
- E (equipment) : 電源確保、通信確保、ホワイトボード、PC、プリンター等
- A (assessment) : 広域搬送計画、域内搬送計画、ヘリコプター運航、DMAT参集状況等
- M (methane) : methaneによる状況評価の繰り返し

**【立ち上げ組織図】****【アクションカードの交付と返却】**

災害が発生した時間帯により、必要なアクションカードを交付し、コーディネーター地方本部立ち上げの準備をする。

アクションカードは立ち上げリーダーが交付し、業務終了後は、立ち上げリーダーに返却するものとする。

2-2-5-2-1

## 立ち上げリーダー (統括DMAT)

地方本部長からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【登庁】

- 災害医療地方本部長、その他関連部署担当者、関連機関担当者と挨拶
- リーダー宣言

#### 【立ち上げ準備】

- 地方本部設営の場所確認
- 駐車場、その他使える場所の確認
- 立ち上げの組織図に則って本部メンバーに役割をふり、該当するアクションカードを手渡す
- 人員が足らない場合は、確保へ
- 活動エリアの安全の判断
- 活動が終了した立ち上げ班のアクションカードを回収する



2-2-5-2-2

## ロジスティック係

立ち上げリーダーからこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【コーディネーター本部設営】

- 地方本部設営のレイアウト
- 資機材の調達、搬入
- 電源確保
- 衛星電話の設営
- インターネット環境設定
- PC、プリンター等の作業場の設営
- 組織図、担当者の連絡先の一覧表を作る
- 外部の組織を含めたDMAT関連の指揮、命令体制(例・図1)のものを構築する

#### 【報告】

- 実施状況を立ち上げリーダー(統括DMAT)に報告する
- アクションカードを立ち上げリーダー(統括DMAT)に返却する



2-2-5-2-3

## クロノロ係 (継時的記録係)

立ち上げリーダーからこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【記録の開始】

- 設営開始と同時に、クロノロの記録開始
- まずは、PC、メモだけでもいいからクロノロの記録を始める
- ホワイトボード、ライティングシートの準備ができ次第、クロノロの記録を記載し、情報共有体制をとる

#### 【報告】

- 実施状況を立ち上げリーダー(統括DMAT)に報告する
- アクションカードを立ち上げリーダー(統括DMAT)に返却する



2-2-5-2-4

## 情報収集係

立ち上げリーダーからこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック 行 動 内 容

### 【情報収集】

- 管内の被災状況の情報先確認、確保へ
- 消防の窓口、担当者確認
- 警察の窓口、担当者確認
- 道路情報の窓口、担当者確認
- その他情報収集の窓口、担当者の確認
- 地方本部設営が終わったら、EMISに本部登録をする

### 【報告】

- 実施状況を立ち上げリーダー(統括DMAT)に報告する
- アクションカードを立ち上げリーダー(統括DMAT)に返却する



2-2-5-3

## 災害医療コーディネーター 地方本部運営

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

## 項目 チェック

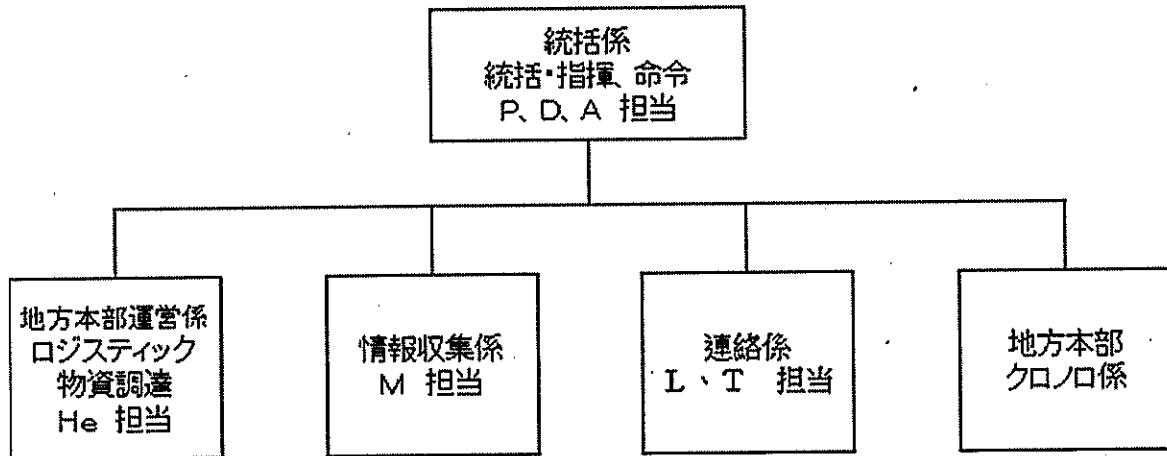
## 行 動 内 容

## 【設置基準】

- フェーズ1～2は、滋賀県の災害医療コーディネーター地方本部と、滋賀県のDMAT活動拠点本部を兼務する

## 【活動理念】

- HeLP-DMAT の理念で活動する
- H (hello) : 参集DMATの登録
- L (liaison) : 他機関現地本部との連携
- P (plan) : 作戦の立案と共有
- D (direction) : DMATへの指示、役割付与
- M (methane) : methaneの理念で被災情報の収集とその共有
- A (allocation and another team) : 医療の需要、他医療機関の状況に応じた配分
- T (transceiver and transport) : 各部署との連絡体制、搬送体制の確立

**【運営組織図】**

2-2-5-3-1

## 統括係

地方本部長からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目	チェック	行動内容
----	------	------

**【組織体制】**

- コーディネーター地方本部全体のリーダー
- 複数の相談できるサブリーダーを指名してもよい

**【活動】**

- 運営組織図に則ってメンバーに役割をふり、該当するアクションカードを手渡す
- 各医療機関の情報に合わせた作戦を立てる
- DMATチームに活動を指示する
- 状況によって作戦を変更する
- 地域搬送、広域搬送の計画を必要な場合に立案する
- 状況に応じて、連絡係りを通じ、他機関や他部門に適時、報告、連絡、相談する
- 情報係からの情報を定期的に整理して、漏れのないことを確かめる
- 定期的に、統括係だけの会議や、全体会議を開き、再評価を繰り返す
- DMATの活動の撤収時期を絶えず考えながら活動する



2-2-5-3-2

## 地方本部運営係

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目	チェック	行動 内 容
----	------	--------

【活動】

- 地方本部が滞りなく運営できるように万事に対応する
- 事務物品等の不足が起きないように配慮する
- 参集してくるDMATチームの受け入れ把握、EMIS登録
- 医療チーム全体の活動において、資器材の不足がないか  
絶えずチェックする



2-2-5-3-3

## 情報収集係

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目	チェック	行動 内 容
----	------	--------

【活動】

- 地域の道路情報を把握する
- 地域の被災状況を把握する
- 地域の医療機関の被災状況を把握する
- 地域の医療機関の被災状況を代行入力する
- 域内搬送、広域搬送の情報収集
- 警察からの定期的な情報収集
- 消防からの定期的な情報収集
- 行政からの情報収集



2-2-5-3-4

## 連絡係

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目	チェック	行動 内 容
----	------	--------

【活動】

- 統括係からの依頼を受け、各関係機関と連絡を取る
- 各DMATチームに、統括係からの支持を伝える
- 他機関への情報発信は、連絡係を通じて行う
- 情報収集係と連携をとって、必要な情報は伝える



2-2-5-3-5

## 地方本部クロノロ係 (継時的記録係)

統括係からこのアクションカードをもらい行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

### 項目 チェック

### 行 動 内 容

#### 【活動】

- ホワイトボードもしくはライティングシートに、時系列に書き続ける
- PCに内容を移し込み、適時、保存とDMAT地方本部にアップする



2-3

## 医療救護体制の見直し スイッチ替え

健康福祉事務所長(保健所長)  
健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【DMATから医療救護班へ】

発災から72時間を目途に、DMATから医療救護班にシフトしていくものとする

### 【医療救護班の業務】

- ①医療救護所および避難所への巡回診療
- ②傷病者に対する応急処置(歯科医療を含む。)
- ③後方医療施設への転送の要否、および転送順位の決定
- ④死亡確認と、それに応じた遺体の検案の協力
- ⑤救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ⑥救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

以上のほか、状況に応じて助産や公衆衛生活動等、必要とされる医療救護活動に協力する

### 【医療救護班の組織例】

日本赤十字社救護班

日本医師会医療チーム(JMAT:Japan Medical Association Team)

県外から派遣される医療チーム



2-3-1

## 災害医療地方本部長

**健康福祉事務所長(保健所長)**  
健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

項目 チェック

行動 内容

4日～2週間

【状況確認および人員確保】

- 最新情報を入手する
- 災害医療地方本部の人員が不足する場合は、他部署に応援を要請する
- 交代要員を確保する
- DMATから医療救護班へのシフトしていく



2-3-2

## 災害医療コーディネーター 地方本部のスイッチ切替え

災害医療コーディネーター  
このアクションカードの行動内容を確認し、  
このアクションカードに基づき行動すること

項目 チェック

行 動 内 容

**【活動】**

- フェーズ1～2の医療ニーズがなくなり、DMATが撤収し始めたならDMAT調整地方本部の機能を終了する
- フェーズ3以降の、地域の復旧、復興に向けての医療ニーズに合わせて、スイッチの切替えをする
- リーダーは医師会関係者もしくは地域医療の関係者が望ましい
- 新たな組織図のもと、組織を、改編する



2-4

## 医療救護活動の維持 スイッチ切替え

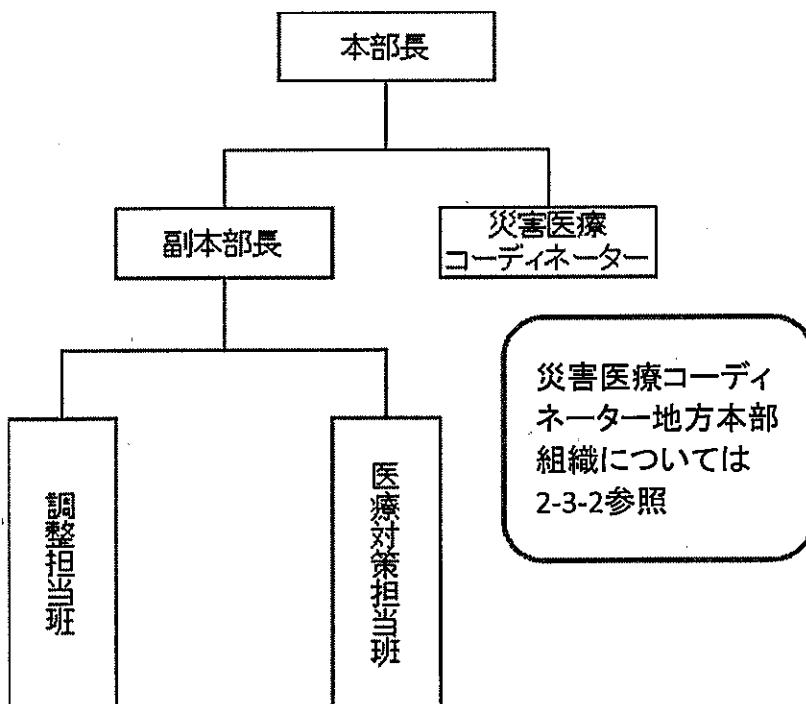
健康福祉事務所長(保健所長)  
健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【巡回診療の維持】

発災から2週間を目途に、診療所医師による診療所、避難所での医療救護活動にシフトしていくものとする

### 【救護班】

- 県内外の医療救護班等の派遣調整
- こころのケアチーム等の派遣調整





2-5

## 医療救護活動の終了

**健康福祉事務所長(保健所長)**  
健康福祉事務所長が不在の場合、直近上位の者が代行する

### 【診療所の活用】

避難所での医療ニーズの減少により医療救護活動を終了する

#### 参考情報

避難所数・避難者数

ライフラインの復旧状況

診療できる診療所数

市町の要請



## 広島県災害時公衆衛生チーム編成・運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内外で地震や台風等による災害等が発生した場合において、当該災害等による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行うための公衆衛生に係る専門家で構成するチーム（以下「広島県災害時公衆衛生チーム」という。）を編成し、及び運営することについて、必要な事項を定める。

### (活動の対象)

第2条 広島県災害時公衆衛生チームの活動は、次のすべての者を対象とする。

- (1) 県内で発生した災害等による被災者（県外に避難した者を含む。）
- (2) 県外で発生した災害等による被災者（県内に避難してきた者を含む。）

### (活動内容)

第3条 広島県災害時公衆衛生チームは、効率的かつ効果的に活動を行う観点から、調査班、医療班及び保健衛生班として、それぞれ主に次の活動を行うこととし、活動の具体的な内容は、調査班については「広島県災害時公衆衛生調査活動マニュアル」、医療班については「災害時医療救護活動マニュアル」、保健衛生班については「広島県災害時公衆衛生活動マニュアル」による。

#### (1) 調査班

- ア 公衆衛生上のニーズの収集・評価・予測・要請
- イ 必要な公衆衛生スタッフの職種・人数の評価・予測・要請
- ウ 災害時要援護者・要医療者（要服薬者を含む。）の状況把握・支援要請

#### (2) 医療班

- ア 医療救護
- イ 健康管理

#### (3) 保健衛生班

- ア 健康状況把握・健康相談・健康教育
- イ 栄養管理・衛生管理・環境整備
- ウ 要援護者・要医療者支援
- エ 心のケア
- オ 各支援者・団体等の調整

2 広島県災害時公衆衛生チームの活動に係る総合調整は、健康福祉局長（以下、「局長」という。）が行い、現地における各班の一体的な活動に向けた調整については、班を構成する保健師が中心となって行うものとする。

(編成単位等)

第4条 調査班は、次により編成する。

(1) 県内で活動を行う場合

保健所（県保健所をいう。以下同じ。）本所単位で編成を行うこととし、保健所長（県保健所長をいう。以下同じ。）〔事務所において指示〕並びに保健所職員である保健師1名、衛生関係職1名、栄養士1名及び事務職1名の計5名を基本構成とする。

(2) 県外で活動を行う場合

全県単位で編成を行うこととし、保健所長〔事務所において指示〕並びに保健所職員である保健師2名、衛生関係職1名、栄養士1名及び事務職1名の計6名を基本構成とする。

2 調査班の編成に当たっては、必要に応じて、前項第1号及び第2号の基本構成を縮小し、又は拡大して行うことができる。

3 医療班及び保健衛生班は、調査班の評価・要請等に基づき、局長及び保健所長が協議して編成を行うこととし、次の職によりそれぞれ必要な人数で構成する。なお、必要に応じて、各市町、各職能団体等の協力を得るものとする。

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、衛生関係職、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、事務職等

(調査班の待機及び出動の基準)

第5条 保健所長は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに調査班の編成を行い、待機し、又は待機させるものとする。

(1) 広島県災害対策本部が設置された場合

(2) 県内で災害が発生し、各保健所管内で避難所が設置された場合

(3) 県外で発生した災害等により要請があったときなど、局長から指示があった場合

(4) その他保健所長が必要と認めた場合

2 調査班は、次のいずれかに該当する場合に出動を行うものとする。なお、第2号の要件に該当する場合であっても、保健所長の判断により出動の必要が無いと認めた場合は、局長に協議し、出動を行わないことができる。

(1) 災害対策本部から指示があった場合

(2) 管内に、避難所が設置された場合で、次の期限を越えて、10人以上が避難した避難所の継続が見込まれるとき。

ア 午前中に避難所が設置された場合は、翌日の正午

イ 午後に避難所が設置された場合は、翌々日の正午

(3) 県外で発生した災害等により要請があったときなど、局長から指示があった場合

(4) その他保健所長が必要と認めた場合

(医療班又は保健衛生班の出動)

第6条 災害対策本部、局長又は保健所長は、医療班又は保健衛生班が編成された場合は、速やかに出動の指示を行うものとする。

(指揮・命令等)

第7条 調査班が出動した場合の現地の活動においては、第5条第2項第2号及び第4号による出動のときは当該保健所長の、同項第1号及び第3号による出動のときは局長の指揮・命令に従うものとする。

2 医療班又は保健衛生班が出動した場合の現地の活動においては、保健所長が出動の指示をした場合は当該保健所長の、災害対策本部又は局長が出動の指示をした場合は局長の指揮・命令に従うものとする。

3 前2項の各班の現地の活動においては、各被災自治体及び各被災地における災害対策本部・支部、DMA T等に対して、必要に応じて、情報提供・協力を行うものとする。

(班を構成する職員)

第8条 各保健所長は、所管する保健所（支所を含む。）の職員の中から、調査班を構成する職員については第4条第1項第2号の基本構成の職ごとに同号に規定する人数以上の職員を、保健衛生班を構成する職員については同条第3項に規定する職にある者で保健衛生班として活動が可能なものを選定し、毎年度4月15日までに局長へ報告するものとする。

2 各保健所長又は局長は、前項により各保健所長が選定した職員を中心に、広島県災害時公衆衛生チームの活動に係る知識・技術の向上のための研修、訓練の実施に努めるものとする。

(各市町及び各職能団体等の協力)

第9条 各市町、各職能団体等は、広島県災害時公衆衛生チームの活動に関して、知事から協力の依頼があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広島県災害時公衆衛生チームの編成及び運営に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

## 広島県災害時公衆衛生チームの編成・運営に係る運用要領

### (目的)

第1条 この要領は、広島県災害時公衆衛生チーム編成・運営要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広島県災害時公衆衛生チームの編成・運営に関する具体的な運用方法等について、必要な事項を定める。

### (衛生関係職)

第2条 要綱第4条に規定する衛生関係職に該当する広島県職員は、保健所（支所）の生活衛生課又は衛生環境課の職員（環境関係を除く。）とする。

### (県外活動に係る編成)

第3条 要綱第4条第1項第2号による県外で活動を行う場合の調査班の編成に当たっては、健康福祉局長（以下「局長」という。）と各保健所長が調整・協議を行い、要綱第8条第1項において調査班を構成する職員として選定された者の中から人選するものとする。

### (各職能団体等との協定)

第4条 県は、要綱第4条第3項の規定による各職能団体等の協力を得る場合には、あらかじめ、医療班及び保健衛生班を構成する職員が所属する団体等と、当該職員の活動内容、活動費用の負担方法、活動に起因して負傷した場合の補償等について定めた協定等を締結するものとする。

### (待機方法)

第5条 要綱第5条第1項による待機は、必要な場合には速やかに出動できる態勢を整えた上で、自宅待機とすることも可能とする。

### (活動期間)

第6条 調査班の現地における活動期間は、1週間を限度とし、必要な期間とする。  
2 医療班及び保健衛生班の活動期間は、県による支援の必要な期間とし、1か月以内を原則とする。なお、各班を構成する職員は、1週間を目途に交替で支援に当たるものとする。

### (選定職員報告様式)

第7条 要綱第8条による報告の様式は、別記様式による。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広島県災害時公衆衛生チームの編成及び運営に関する具体的な運用方法等で必要な事項は、局長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

別記様式（要領第7条関係）

## 広島県災害時公衆衛生チーム選定職員報告書

〔 〕厚生環境事務所・保健所

### 【保健師】

調査班	保健衛生班	所属事務所・課・係	職名	氏名	備考

### 【衛生関係職】

調査班	保健衛生班	所属事務所・課・係	職名	氏名	備考

### 【栄養士】

調査班	保健衛生班	所属事務所・課・係	職名	氏名	備考

### 【事務職】

調査班	保健衛生班	所属事務所・課・係	職名	氏名	備考

注1：想定班に○印をつけてください。

注2：調査班は、各職種1名以上を選定してください。

保健衛生班は保健師2名以上、その他の職種1名以上を選定してください。

注3：派遣対応できない時期がある場合は、備考欄に記入してください。

注4：必要に応じて欄を加除してください。



## 大分県災害時公衆衛生対策チーム設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分県地域防災計画に基づき、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動支援のため編成、派遣する災害時公衆衛生対策チームに関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 自然災害発生時に、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動支援のため編成、派遣するチームを「災害時公衆衛生対策チーム」（以下「チーム」という。）という。

### (編成)

第3条 チームの編成は以下のとおりとする。

- (1) チームは、あらかじめ福祉保健部長が指定した、医師、保健師、獣医師、薬剤師、化学職員、管理栄養士、事務職員の中から編成し、医師1名、保健師2名、衛生課職員2名、管理栄養士1名、事務職員2名をもって1チームとする。なお、災害の規模によっては、チームを構成する人員等を変更することができる。
- (2) チームは、被災地域外から人員を選定し、編成する。
- (3) チームにチームリーダーを置き、チームリーダーは、原則として編成したチームの医師とする。

### (業務)

第4条 チームは、福祉保健部長の命令により直ちに被災地保健所に出動し、次の各号に規定する業務を行うものとする。

#### (1) 被災地保健所での活動

- ア 市町村毎の保健衛生情報の分析
- イ 県対策本部及び地区災害対策本部への報告、市町村災害対策本部への情報還元
- ウ 保健衛生情報等の分析に基づく支援チームの広域調整
- エ 廃棄物、汚水、水道等の環境衛生対策
- オ その他、保健所長の指示による公衆衛生対策

#### (2) 被災市町村で被災地保健所と共同した活動

- ア 保健衛生情報の分析、市町村対策本部への情報提供
- イ 保健衛生情報の分析に基づく市町村の公衆衛生対策への助言
- ウ 情報の共有、支援チームの活動調整やミーティングの実施
- エ 市町村の短中期的保健計画の策定支援
- オ その他、市町村対策本部の求めに応じた公衆衛生対策

### (派遣要件及び期間)

第5条 福祉保健部長は、保健所長の要請に基づき、次のいずれかの要件に該当するときは、チームを派遣することができる。

- (1) 複数の市町村にまたがる災害の場合
- (2) 保健所機能の著しい低下が予想される場合
- (3) 市町村に甚大な被害が予想される場合

2 その他、福祉保健部長が派遣が必要と認めた場合はチームを派遣することができる。

3 派遣の期間は、原則として2週間以内とする。

(指揮監督)

第6条 チーム職員は派遣先で業務を行うにあたっては、派遣先保健所長の指揮監督を受けるものとする。

2 チームが行った業務は、派遣先保健所の業務とする。

(報告)

第7条 チームリーダーは、業務が終了したときは、福祉保健部長及び派遣先保健所長にその状況を報告しなければならない。

(事務局)

第8条 チームの業務及び派遣に関する事務局は、福祉保健企画課及び健康対策課に置き、以下の業務を行う。

- (1) チーム編成及び派遣に関すること
- (2) 派遣保健所との連絡調整に関すること
- (3) 資材、機材の確保に関すること
- (4) 研修に関すること
- (5) 予算に関すること
- (6) その他、チームの活動に関すること

2 前項の(1)に関しては、福祉保健企画課が、(2)から(5)に関しては、健康対策課が所管し、(6)に関しては、福祉保健企画課と健康対策課の共管とするものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年9月11日から施行する。

## 長崎県災害時健康危機管理支援チーム設置要綱

### (趣旨)

第1条この要綱は、長崎県地域防災計画に基づき、被災地で地方本部保健部が行う公衆衛生活動支援のため編成、派遣する災害時健康危機管理支援チームに関し必要な事項を定めるものとする。なお、派遣先の対象には、長崎市保健所、佐世保市保健所を含み、県外への派遣についても、この要綱に準じるものとする。

### (名称)

第2条 自然災害等による被害発生時に、被災地の災害対策地方本部保健部が行う公衆衛生活動に対する支援を行うため編成、派遣するチームを「長崎県災害時健康危機管理支援チーム」（以下「チーム」という。）という。

### (編成)

第3条 チームの編成は以下のとおりとする。

- (1) チームは、「長崎県災害時健康危機管理支援チーム員登録者名簿」（以下「登録者名簿」という。）の中から編成し、福祉保健部長が派遣の決定を行う。
- (2) 原則として、医師1名、保健師2名、事務職員1名をチームの基本とし、必要により職種を追加しチームを編成する。なお、災害の規模及び被災地保健所の要請により、チームを構成する人員等を変更することができる。
- (3) チームは、被災地域外から人員を選定し、編成する。
- (4) チームにチームリーダーを置き、チームリーダーは、原則として編成したチームの医師とする。
- (5) 「登録者名簿」の登載者については、県立保健所技術職員及び福祉保健部本庁事務職員を対象とし、本人の申請により、所属長の承認を得て、福祉保健部長が「登録者名簿」に登載する。

### (業務)

第4条 チームは、福祉保健部長による派遣決定を受けた後、被災地保健所に出動し、次の各号に規定する業務を行うものとする。

主な役割は、現地において公衆衛生の視点で現状の評価と課題を整理し、現地の対策本部の判断を助けること、その他、被災地保健所から求められる機能を担うこととする。

#### (1) 被災地保健所での活動

- ア 市町毎の保健医療衛生情報の分析
- イ 県対策本部及び地方本部への報告、市町災害対策本部への情報還元
- ウ 保健医療衛生情報等の分析に基づく「こころのケアチーム」「健康活動支援チーム」他支援チームの広域調整
- エ 廃棄物、汚水、水道等の環境衛生対策
- オ その他、保健所長の指示による公衆衛生対策

(2) 被災市町で被災地保健所と共同した活動

- ア 保健医療衛生情報の分析、市町対策本部への情報提供
- イ 保健医療衛生情報の分析に基づく市町の公衆衛生対策への助言
- ウ 情報の共有、支援チームの活動調整やミーティングの実施
- エ 市町の短中期的保健計画の策定支援
- オ その他、市町対策本部の求めに応じた公衆衛生対策

(派遣要件及び期間)

第5条 福祉保健部長は、被災地保健所長の要請に基づき、次のいずれかの要件に該当するときは、チームを派遣することができる。

- (1) 複数の市町にまたがる災害の場合
  - (2) 保健所機能の著しい低下が予想される場合
  - (3) 市町に甚大な被害が予想される場合
- 2 その他、福祉保健部長が派遣が必要と認めた場合はチームを派遣することができる。
- 3 派遣の期間は、原則として2週間以内とし、チーム員は、1週間で交代する。

(指揮監督)

第6条 チーム職員が派遣先で業務を行うにあたっては、派遣先保健所長の指揮監督を受けるものとする。

- 2 チームが行った業務は、派遣先保健所の業務とする。

(報告)

第7条 チームリーダーは、業務が終了したときは、福祉保健部長及び派遣先保健所長にその状況を報告しなければならない。

(事務局)

第8条 チームの派遣に関する事務局は、福祉保健課に置き、以下の業務を行う。

- (1) チーム編成及び派遣に関すること
- (2) 派遣保健所との連絡調整に関すること
- (3) 資材、機材の確保に関すること
- (4) 訓練・研修に関すること
- (5) 予算に関すること
- (6) その他、チームの活動に関すること

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月20日から施行する。

## 「長崎県災害時健康危機管理支援チーム」規程

### 1. 登録「要綱第3条関係」

#### (1) 登録の手続き

福祉保健課は、毎年度、以下の要件を備えた者を対象として、「長崎県災害時健康危機管理支援チーム員登録者名簿」(以下、「登録者名簿」という。)を作成する。

- ① 県立保健所に所属する技術職員（医師1名を必須とし、その他の技術職員）
- ② 福祉保健部に所属する事務職員（事務職1名）

#### (2) 登録の更新

登録は1年ごとに更新手続きを行う。

### 2. 出動と任務

#### (1) 出動

出動の流れは、以下を基本とする。

- ① 被災地保健所から福祉保健課担当者（以下「担当者」という。）に派遣要請の電話が入る。
- ② 担当者は、被災地保健所に、被災の状況、派遣要請の内容を確認する。
- ③ 担当者は福祉保健課長に派遣要請の内容を報告する。
- ④ 福祉保健課長は福祉保健部長に報告し、福祉保健部長は派遣の要否を決定する。
- ⑤ 担当者は各保健所の企画調整課長（離島保健所は企画保健課長）に「登録者名簿」の登載者が出動可能かどうか確認を依頼する。
- ⑥ 担当者は福祉保健部長に確認結果を報告し、福祉保健部長は派遣期間及び派遣メンバー及びチームリーダーを決定する。
- ⑦ 担当者は派遣元の各保健所に派遣決定通知を行い、出動メンバーに出動要請を行う。

#### (2) 任務

長崎県災害時健康危機管理支援チーム設置要綱第4条のとおり

### 3. 研修

福祉保健課主催で、訓練及び研修会を開催する。

チーム員は、日常の公衆衛生活動を災害後という非常時に応用するために、登録を受けた時に災害復興における公衆衛生対策の特性に関する研修を受講し、その精度を保つための訓練を年1回は受けるものとする。

### 付則

この規定は平成 年 月 日から適用する。

長崎県災害時健康危機管理支援チーム員研修プログラム

7月24日(金)

会場:長崎県市町村会館 6階中会議室

時 間	対象		内 容	講師等
	本 庁	保 健 所		
13:00～13:05	○	○	開会 挨 捂	福祉保健課 課長 南部 正照
13:05～13:10	○	○	行政説明 長崎県災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の設置について	福祉保健課
13:10～14:10	○	○	講義 I 「大分県におけるDHEAT活動について」	座長 長崎県福祉保健部 医療監 大塚 俊弘  講師 大分県中部保健所 所長 内田 勝彦先生
14:10～15:00	○	○	講義 II 災害時の公衆衛生活動概論(法・制度含む)	座長 長崎県県南保健所 所長 長谷川 麻衣子  講師 国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 部長 金谷泰宏先生
休憩(10分)				
15:10～16:40		○	演習 I 受援保健所から業務引継ぎ アセスメント(避難所アセスメント、健康支援活動チーム、心のケアチーム等の派遣調整まで)	講師 国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 部長 金谷泰宏先生
休憩(10分)				
16:50～17:30		○	演習 II 地域災害医療検討会議用にアセスメント結果の報告	講師 国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 部長 金谷泰宏先生  助言 大分県中部保健所 所長 内田 勝彦先生

7月25日(土)

会場:長崎こども・女性・障害者支援センター 2階 大会議室

9:00～10:20		○	講義Ⅲ	災害時の心理的応急処置	長崎県県央保健所 所長 福祉保健部 医療監 大塚 俊弘
休憩(10分)					
10:30～11:50		○	講義Ⅳ	DMATと災害医療コーディネート	日本DMAT、統括DMAT 長崎県災害医療コーディネーター  長崎大学病院 救命救急センター  准教授 山下 和範先生
12:00				終了	